明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

前条第二項の規定は、施行令第二十五条の二十六第十二項において準用する施行令第二十五条の二十第七項に規定する明細書について準用する。

2　前条第三項の規定は、施行令第二十五条の二十七第二項において準用する施行令第二十五条の二十二の三第二項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。

3　前条第四項の規定は、部分対象外国関係法人（法第四十条の七第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人をいう。以下この条において同じ。）の行うデリバティブ取引に係る法第四十条の七第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

4　法第四十条の七第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行ったデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行ったデリバティブ取引のうち前条第五項から第七項までの規定の例によるものとした場合に同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行ったデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

5　前条第八項の規定は、法第四十条の七第六項第五号に規定する行為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係法人が行う同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引について準用する。

6　法第四十条の七第六項第五号に規定するその他財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行うデリバティブ取引のうち前条第十一項及び第十二項の規定の例によるものとした場合に同条第十一項に規定するデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

7　前条第十一項及び第十二項の規定は、法第四十条の七第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

8　法第四十条の七第六項第七号並びに施行令第二十五条の二十七第十項及び第二十項において準用する施行令第二十五条の二十二の三第十二項に規定する財務省令で定める取引は、部分対象外国関係法人が行った取引（法第四十条の七第六項第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）に係る取引に限る。以下この項において同じ。）のうち、前条第五項から第七項までの規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行った取引とされる取引とする。

9　前条第四項の規定は、部分対象外国関係法人の行うデリバティブ取引に係る法第四十条の七第六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

10　前条第十一項及び第十二項の規定は、法第四十条の七第六項第十一号ヘに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

第十八条の二十一第九項第三号に次のように加える。

ホ　前号ヘに掲げる書類

第十八条の二十一第九項第三号に次のように加える。

ハ　第一号ヘに掲げる書類

第十八条の二十一第九項第四号中「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十五項」に改め、同条第二十二項中「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十五項」に改め、同条第二十三項中「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十五項」に改め、「国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により」を削り、「の規定」を「又は第四十一条の十九の三第六項若しくは第八項の規定」に改め、「つき」の下に「、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により」を加える。

第十八条の二十二第二項第二号中「又は法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分若しくは同条第十項に規定する認定住宅を災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に、「同条第一項第二号」を「法第四十一条第一項第二号」に、「には、これらの」を「には、当該」に、「当該居住用家屋若しくは当該認定住宅」を「法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは同条第十項に規定する認定住宅」に、「当該既存住宅若しくは」を「同条第一項に規定する既存住宅若しくは」に、「当該増改築等」を「同項に規定する増改築等」に改める。

第十八条の二十三の二第一項中「、第八項及び第十八項」を「から第九項まで及び第十九項」に改め、同条第三項中「第二十六条の四第九項」を「第二十六条の四第十項」に改め、同条第四項中「第二十六条の四第十項第一号」を「第二十六条の四第十一項第一号」に改め、同条第五項中「第二十六条の四第十項第二号」を「第二十六条の四第十一項第二号」に改め、同条第六項中「第二十六条の四第十項第三号」を「第二十六条の四第十一項第三号」に改め、同条第七項及び第八項中「第二十六条の四第十一項第四号」を「第二十六条の四第十二項第四号」に改め、同条第九項中「第二十六条の四第二十一項第三号」を「第二十六条の四第二十二項第三号」に改め、同条第十項中「第二十六条の四第二十二項」を「第二十六条の四第二十三項」に、「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十六項」に、「次項及び第十九条の十一の三第十項第二号」を「次項第四号及び第十九条の十一の三第十項第二号」に改め、同条第十一項中「第二十六条の四第二十四項」に改め、「（第四号に掲げる書類にあっては、その者が要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又はその者が要介護認定若しくは要支援認定を受けている親族と同居を常況としている者に該当する法第四十一条の三の二第一項に規定する特定個人として同項の規定により法第四十一条の規定の適用を受ける場合に限る。）」を削り、同項第一号中「第十九項第三号又は第二十項第三号」を「第二十項第三号又は第二十一項第三号」に改め、同項第二号ハ中「特定断熱改修工事等に要した同項」を「特定断熱改修工事等に要した同号」に、「特定多世帯同居改修工事等に要した同項」を「特定多世帯同居改修工事等に要した同号」に、「又は」を「、同項第四号に規定する特定耐久性向上改修工事等（第五号において「特定耐久性向上改修工事等」という。）又は」に改め、同項第三号中「第二十六条の四第十一項第四号」を「第二十六条の四第十二項第四号」に改め、同号イ中「第二十六条の四第十項第一号」を「第二十六条の四第十一項第一号」に、「同条第十一項第三号」を「同条第十二項第三号」に、「同条第十四項第一号」を「同条第十五項第一号」に改め、同号ロ中「第二十六条の四第十項第三号」を「第二十六条の四第十一項第三号」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項第二号」を「同条第十五項第二号」に、「同条第十六項第二号」を「同条第十七項第二号」に、「同条第十項第三号イ」を「同条第十一項第三号イ」に、「第十二項各号又は第十三項各号」を「第十三項各号又は第十四項各号」に改め、同号ハ中「第二十六条の四第十項第四号」を「第二十六条の四第十一項第四号」に、「同条第十五項第三号」を「同条第十六項第三号」に、「同条第十七項第三号」を「同条第十八項第三号」に、「同条第十項第四号イ」を「同条第十一項第四号イ」に改め、同号ニ中「第二十六条の四第十項第五号に」を「第二十六条の四第十一項第五号に」に改め、同号ホ中「第二十六条の四第十項第五号イ」を「第二十六条の四第十一項第五号イ」に改め、同号ホ(1)中「第二十六条の四第十項第四号に」を「第二十六条の四第十一項第四号に」に、「同条第十五項第四号に」を「同条第十六項第四号に」に、「同条第十六項第四号に」を「同条第十七項第四号に」に改め、同号ホ(1)中「第二十六条の四第十項第五号ロ(1)、第十四項第四号イ、第十五項第一号又は第十六項第四号イ」を「第二十六条の四第十一項第五号ロ(1)、第十五項第四号イ、第十六項第一号又は第十七項第四号イ」に改め、同号ホ(2)中「第二十六条の四第十項第五号ロ(2)、第十四項第四号ロ、第十五項第二号又は第十六項第四号ロ」を「第二十六条の四第十一項第五号ロ(2)、第十五項第四号ロ、第十六項第二号又は第十七項第四号ロ」に、「同条第十項第五号ロ(2)」を「同条第十一項第五号ロ(2)」に、「同条第十四項第四号ロ」を「同条第十五項第二号」に、「同条第十六項第四号ロ」を「同条第十七項第四号ロ」に改め、同項第四号を次のように改める。